

藤沢市教育委員会訓令甲第1号

庁 中 一 般

出先機関一般

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年5月27日

藤沢市教育委員会

教育長 宮 原 伸 一

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成21年藤沢市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第1、」を「別表第1（）」に改める。

別表第1教育総務課の項を次のように改める。

教育総務課、学務保健課及び教育指導課	本庁舎に勤務する職員	一般職員に同じ。	60分とし、その時限は、所属長が定める。	一般職員に同じ。
--------------------	------------	----------	----------------------	----------

別表第2藤沢市立学校の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表教育総務課の項を次のように改める。

教育総務課、学務保健課及び教育指導課	本庁舎に勤務する定年前再任用短時間勤務職員	4週間について62時間、77時間30分、93時間又は124時間で勤務するものとする。1勤務は7時間45分を超えない範囲内とし、所属長がその割振りを定める。	60分とし、その時限は、所属長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日
--------------------	-----------------------	---	----------------------	-------------------------------

別表第3 藤沢市立学校の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表教育総務課の項を次のように改める。

教育総務課、学務保健課及び教育指導課	本庁舎に勤務する定年前再任用短時間勤務職員	4週間について62時間から124時間までの範囲内で任命権者が定めた時間で勤務するものとする。1勤務は7時間45分を超えない範囲内とし、所属長がその割振りを定める。	60分とし、その時限は、所属長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日
--------------------	-----------------------	---	----------------------	-------------------------------

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。